

# 定 款

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション



## 定 款

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションと称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は什器・備品のレンタル業に対する世間の認識を深め、かつ、レンタル業界がより社会の進展に貢献できる分野を開拓することを目的として、その目的に資するために、次の事業を行なう。

1. 災害時における被害者救済の用に供する物品のレンタル。
2. 公共の便益増進の目的達成のための会合・集団行動の用に供する物品のレンタル。
3. 前各号に付帯する一切の業務。

(公告の方法)

第 4 条 当法人の当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 社 員

(種類と資格)

第 5 条 当法人の社員（以後、定款上の社員は会員と呼ぶ）の種類及び資格は次の通りとする。

1. 正会員 （全国正会員）全国各地に拠点を持ち什器・備品を取扱商品として賃貸業を営む法人
  2. 正会員 （一般正会員）地域限定に拠点を持ち什器・備品を取扱商品として賃貸業を営む法人
  3. 賛助会員 当法人の設立趣旨に賛同する法人または団体（法人格を有しない場合は、団体の代表者）
  4. 事業所会員 当法人の会員の各地拠点たる支店、営業所等
- 2 前項の正会員を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の入会)

第 6 条 正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により、理事会の定めた日より会員とする。

(賛助会員及び事業所会員の入会)

- 第7条 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の決議により、理事会の定めた日付より会員とする。
- 2 事業所会員は、各会員の希望を原則として事務局との協議の上申し込み、理事会の決議により、理事会の定めた日付より会員とする。

(運営分担金)

- 第8条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。
1. 会員は総会において定める運営分担金を年度ごとに一括して、年度開始後1ヶ月内に納入しなければならない。
  2. 運営分担金の金額は会員総会の決議によってこれを定める。
  3. 賛助会員の運営分担金について、理事会においてその減免を決定することが出来る。
  4. 年度途中より入会した会員の運営分担金は、入会日より月割りで計算し、一括して入会后1ヶ月内に納入しなければならない。
  5. 会員は、定例の運営分担金とは他に、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により協会運営に必要な分担金を負担することがある。
  6. 既納付の運営分担金については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退会)

- 第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予め退会の予告をするものとする。
- 2 前項の場合他、会員は次に掲げる事由によりその資格を喪失する。
1. 退社したとき。
  2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  3. 会員の同意があったとき。
  4. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
  5. 1年以上会費を滞納したとき。
  6. 除名されたとき。
  7. 解散したとき。

(除名)

- 第10条 当法人の会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をし、または会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の決議によりその社員を除名することができる。
- 2 前項の会員総会の決議をするには、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(会員名簿)

- 第11条 当法人は会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

- 第12条 当法人の会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
  - 3 当法人の会員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

- 第13条 会員総会は主たる事務所の所在地において原則開催するものとする。ただし、開催地の変更が生じた場合は当法人より開催地の告知をするものとする。

(招集)

- 第14条 会員総会は理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集するものとする。

(決議の方法)

- 第15条 会員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを決する。
- 2 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
  - 3 代理人により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議決権)

- 第16条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第17条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

- 第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の容領およびその結果を記載し、議長および出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事及び監事

(員数)

- 第19条 当法人には理事4名以上および監事1名以上を置く。

(資格)

- 第20条 当法人の理事及び監事は、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第22条 当法人の代表理事1名を置き、理事会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 当法人は理事会の決議によって副代表理事、専務理事等の補佐役の選出をすることができる。

4 代表理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事および監事の報酬)

第23条 理事及び監事の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益、それぞれ会員総会の決議をもって定める。

(責任の免除)

第24条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 解散

(解散の事由)

第34条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 会員総会の決議
2. 法人の合併（合併により当法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
3. 会員が一人になったとき。
4. 法人の破産
5. 解散を命じる判決

(法人の継続)

- 第35条 前条第1号の場合においては、会員総会の決議をもって法人を継続することができる。  
2 前条第3号の場合においては、新たに会員を入会させて法人を継続することができる。

(解散法人の継続)

第36条 当法人は、解散した後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第37条 当法人を合併するには、会員総会の承認がなければならない。

## 第8章 清算

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

(法令の準拠)

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

2007年 3月 1日 (平成19年)	定款新規策定
2012年 12月 1日 (平成24年)	定款変更改定
2016年 10月 17日 (平成28年)	定款変更改定
2017年 12月 15日 (平成29年)	定款変更改定
2019年 6月 25日 (令和1年)	定款変更改定
2024年 8月 9日 (令和6年)	定款変更改定

以上、当法人の定款の原本に相違ない。

令和6年10月1日

東京都港区芝五丁目29番20号  
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション  
代表理事 梅木 孝治



法人実印



捺印